

## Gard Alert

# EUの新たな二酸化炭素排出量規制、2018年1月1日から施行

こちらは、英文記事「[Gard Alert: New EU carbon dioxide emissions regulations from 1 January 2018](#)」（2015年7月17日付）の和訳です。

2015年7月1日、EU域内の港を利用する船舶が排出するCO<sub>2</sub>排出量の測定、報告、検証に関する規制措置 (Monitoring, Reporting and Verification [MRV]) が施行されました<sup>1</sup>。EU域内で商業活動に従事する船舶の所有者と運航者は、2017年8月31日までに、測定・検証計画案を作成し、提出を済ます必要があります。



## 背景

EUの推定によると<sup>2</sup>、世界の海運業全体の排出量は年間約10億トンにのぼります。これは、世界の温室効果ガス (GHG) 総排出量の3パーセント、EUの総排出量の4パーセントに相当します。欧州委員会 (European Commission [EC]) は、2013年6月に、海上輸送に伴うGHG排出量の削減に関する3段階の戦略を設定しました。

- EU域内の港を利用する大型船舶のCO<sub>2</sub>排出量のMRV
- 海上輸送部門におけるGHG削減目標
- 世界市場に基づく措置を含めた中長期にわたる追加的な対策

海上輸送に伴うCO<sub>2</sub>排出量のMRVに関する前述のEU規制は、上記の戦略の第一段階に関連した規制であり、2019年6月30日までにEU域内で完全実施される予定です。このMRV措置が、海上輸送に伴うCO<sub>2</sub>排出量の削減に役立つ国際的なシステムの構築に寄与するものと期待されています。

2013年10月発行の「[Gard Alert: France/EU – operator information on CO2 emissions](#) (船舶運航者のためのフランスおよびEUにおける二酸化炭素排出に関する情報) (英文)」にて、CO<sub>2</sub>排出量開示の要件がフランスで既に施行されていることをお伝えしましたが、その記事の中でEU規制の背景についても詳しくご紹介しています。

## 適用

MRV措置は、船籍にかかわらず、EU域内に寄港する総トン数5,000トン超の船舶に適用されます(入港、出港、EU域内の航海の別は問いません)。

## 要件

- 船舶は、CO<sub>2</sub>排出量、航海距離、輸送した貨物を測定しなければならない。
- 測定データは、個別に検証を受けた上で、毎年、旗国政府とECに報告されなければならない。
- 船舶は、EU加盟国による検査の対象である適合証書 (Document of Compliance [DOC]) を船内に備え置かなければならない。違反については罰金が課せられる。

<sup>1</sup> [REGULATION \(EU\) 2015/757 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2015 on the monitoring, reporting and verification of carbon dioxide emissions from maritime transport, and amending Directive 2009/16/EC](#) (英文)

<sup>2</sup> 欧州委員会ウェブサイト内「[Reducing emissions from the shipping sector](#) (英文)」参照

## 規制を遵守するための予定表

2017年8月31日	測定・検証計画案の作成、提出を完了。
2018年1月1日	一航海ごとのCO <sub>2</sub> 排出量の測定を開始。
2019年4月30日	検証を受けた排出量報告書（EU および旗国政府への提出が義務付けられている）を提出。その後、毎年提出。
2019年6月30日	船舶は、報告期間中 EU 規制を遵守したことを示す有効な DOC を船内に備え置き、EU 域内の港で行われる検査で提示できるようにしなければならない。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。